

■生産工程管理基準(上位基準)【区分:水産物(内水面養殖魚)】

項目		管理すべきポイント		適合基準
養殖生産活動の社会的責任	1. 関係法令の遵守	1.1 水産動植物の養殖にあたっては、関係法令、条例等を遵守していること	1.1.1 関係法令、条例等を遵守しているか。	漁業法などのほか、県条例などの中で養殖生産に適用される蓋然性が高いものについて、生産者がなすべき事項を指示に従って適切に履行している。
			1.1.2 必要な免許または許可を受けているか。	①必要な免許または許可に基づき適法に養殖を行っている。 ②養殖場の場所や魚種等が免許の内容と相違ない。
	2. 人権・福祉と労務管理	2.1 労働者の人権に配慮していること	2.1.1 労働者名簿を作成し、保管しているか。外国人労働者の採用にあたっては在留許可を確認しているか。年少者の雇用は法令を遵守しているか。	①労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報守秘義務を遵守して管理している。 ②外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。 ③児童労働を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。(児童とは満15歳の3月31日までの者、年少者とは18歳未満の者をいう。) ※同居親族のみでの運営(家族経営)の場合は該当外。 労働者に相当するかは使用者と作業員間の使用従属性や労働の対価(賃金)の支払の有無で判断(季節的な短期雇用も含む)
			2.1.2 労働者に対して、精神又は身体を不当に拘束することによって、労働者の意思に反した労働を強制していない。	下記のことが起きないように対策を実施している。 ①人身売買、奴隷労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。 ②労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。
			2.1.3 労使間で、労働条件、労働環境等について意見交換されているか。労使協定、労働協約がある場合、それが守られているか。	①使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。 ②使用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合には、正当な理由なく拒んでいない。 ③使用者と労働組合または労働者の代表者との間で締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。 ※労働者がいない場合は該当外
			2.1.4 雇用、昇進・昇給の決定は、人種、性別等によって差別されていないか。	雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。 ※労働者がいない場合は該当外
種苗導入管理	3.1 環境、天然資源への影響及び防疫に配慮した卵または種苗であると確認できること	3.1.1 人工種苗生産技術が確立している種については、人工種苗を優先的に導入しているか。	人工種苗を優先的に導入している。	
		3.1.2 天然種苗を導入する場合は、天然資源への影響を最小限に留める配慮がされている。	①合法的かつ環境負荷に配慮のない方法で採捕されたことを確認している。 ②周辺生態系や資源状況等に悪影響を与えていないことを確認している。	
		3.1.3 遺伝子組み換え生物を養殖用種苗として使用していないか。	遺伝子組み換え生物を養殖用種苗として使用していない。	

項目		管理すべきポイント		適合基準
種苗導入管理	3. 卵・種苗の導入	3.1 環境、天然資源への影響及び防疫に配慮した卵または種苗であると確認できること	3.1.4 種苗生産施設及び作業機材等は衛生的に保たれているか。	①施設及び種苗生産に用いる道具類を衛生的に管理している。
			3.1.5 種苗生産に関する情報を記録しているか。	①【自家採卵】種苗生産に関する情報(生産者、生産施設、採卵年月日、採卵数、種苗の飼育管理状況等)を記録しており、親魚や採卵日等から識別番号をつけるなど管理している。 ②【購入卵】卵に関する情報(販売元、生産者、生産施設、所在地、採卵年月日、購入年月日、購入卵数、卵の飼育管理状況等)を記録しており、生産履歴や購入日等から識別番号をつけるなど管理している ③【購入種苗】購入種苗に関する情報(販売元、生産者、生産施設、所在地、採卵年月日、孵化年月日、購入年月日、平均体重、種苗の飼育管理状況等)を記録しており、生産履歴や購入日等から識別番号をつけるなど管理している。 ※①、②、③いずれかに該当
養殖環境管理	4. 取水の安全性の確保	4.1 汚染の少ない、清浄な池で養殖されていること	4.1.1 養殖場及び周辺の状態を確認しているか。	養殖場及び周辺の状態、取水する水源あるいは河川の状態を把握している。
			4.1.2 常に清浄な飼育水を確保できるか。	①取水時には、清浄な水であることを目視等で確認している。
			4.1.3 台風や水質汚染事故に対する対策を講じているか。	①養殖に支障をきたすような、台風や水質汚染事故等の事例が発生した場合に適切な対応ができる体制が整っている。
飼育工程の衛生管理	5. 飼育管理における安全性の確保	5.1 水産用医薬品は適切に使用されているか	5.1.1 水産用医薬品は適切に使用されているか。	①医薬品使用責任者を設置している。 ②医薬品を購入した場合、製造メーカー、販売元、製品名、購入日、使用日、使用量、残量などを記録している。 ③水産用医薬品を使用する場合は、「水産用医薬品の使用について(農林水産省)」に基づき、用法、用量、休薬期間を順守している。 ④要指示医薬品に指定されている動物用医薬品を使用する場合は、獣医師の指示書に基づいて投薬を行い、指示書を保管している。 ⑤水産用医薬品を使用した際は、水産用医薬品の使用記録票に記載している。 ⑥休薬期間が終了するまでの間、他の養殖魚と混合せず、区別して飼育管理している。
			5.1.2 水産用ワクチンは適正に使用されているか。	①水産用ワクチンの使用にあたっては、水産技術センターの指導を受け、水産用ワクチン指導書の交付を受けている。 ②水産用ワクチンの購入に際しては、水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示、必要量を購入している。 ③水産用ワクチンを購入した場合、製造メーカー、販売元、製品名、購入日、使用日、使用量、残量などを記録している。また、水産用ワクチン使用指導書を保管している。
			5.1.3 水産用抗菌剤は適正に使用されているか。	①水産用抗菌剤の購入にあたっては、魚類防疫員等へ使用記録票を添付して抗菌剤使用指導書の交付を申請し、抗菌剤使用指導書の交付を受けている。 ②動物用医薬品販売業者に、抗菌剤使用指導書を提出して購入している。
			5.1.4 水産用医薬品は適正に管理・保管されているか。	①品質の低下が見こまれるものや、使用期限の過ぎたものは破棄している。 ②水産用医薬品を使用した場合、ロットごとに医薬品名、使用日、使用量、投薬方法、使用尾数等を記録している。 ③医薬品の保管場所は、他の資材と区別している。

項目	管理すべきポイント	適合基準	
6. 出荷に関わる 安全性の確保	6.1 製品の出荷基準を 設定していること	6.1.1 規格を定め、出荷時に明示もしくは説明して いるか。	①認証産品はサイズや重さなどの基準をクリアしたものとし、出荷に際して明示あるいは 説明している。
		6.1.2 傷がついているものや、弱ったものを出荷し ていないか。	①傷がついているものや、弱っているものは出荷していない。
		6.1.3 異物等の混入がないか確認しているか。	①異物の混入がないか目視等により確認している。
	6.2 衛生的な出荷に配 慮していること	6.2.1 水揚げ時に医薬品の休薬期間が終了してい るか。	①医薬品の使用があった場合、水揚げ時に休薬期間が終了しているかどうか確認してい る。
		6.2.2 水産用医薬品の残留がないことを確認して いるか。	①水産用医薬品を使用する場合は、出荷前に医薬品残留検査を実施している。 ※スルファモノメキシシ、スルフィソゾール、オキシリン酸、フロルフェニコール等が検出さ れない。
		6.2.3 水産用医薬品残留検査等の検査機関は適 正か。	①食品安全に関する検査を行う機関は原則として下記のいずれかを満たしている。 ・食品衛生法または水道法に基づく登録検査機関 ・ISO17025認定機関
		6.2.4 水揚げ時の品質管理は適当か。	①水揚げ時には魚体を傷つけないよう、丁寧に扱っている。
		6.2.5 選別・出荷時の品質管理は適当か。	①選別作業中、魚体にストレスがないよう丁寧に扱っている。 ②選別・出荷作業に用いたネットや容器等の用具はよく洗浄している。
		6.2.6 包装資材は衛生的に管理しているか。	①未使用の容器等を使用している。 ②保管場所は衛生面に配慮している。 ③使用する保冷剤、氷等は衛生的に管理しており、食品用のものを用いている。
		6.2.7 輸送用の車両は衛生的に管理されてい るか。	①輸送車両は、適宜洗浄している。 ②輸送車両に有害化学物質を含む塗料等が使用されていないことを確認している。 ③輸送車両の出荷物の接する面に機械油等が付着していないことを確認している。
		6.2.8 流通過程での温度管理は適切であるか。	①適切な温度管理の下での流通を想定した鮮度管理を行っている。
	6.3 作業場を衛生的に 管理すること	6.3.1 作業場は衛生的に保たれているか。	①作業場は必要に応じて洗浄し、衛生管理を徹底している。
6.3.2 作業場への立ち入りを制限しているか。		①衛生管理上、関係者以外の者の立ち入りを制限している。 ②従業員と同等の服装・長靴に履き替えさせている。	
6.3.3 作業工程の衛生管理を行う衛生管理責任者 を設置している。		①衛生管理責任者を設置している。	

項目		管理すべきポイント		適合基準
販売管理	7. 消費者への対応	7.1 消費者等へ適切に対応すること	7.1.1 食品表示法に基づく適正な表示をしているか。	①生産地、品名等は食品表示法に則って表示している。 ②問い合わせが可能であるように表示している。
			7.1.2 包装ラベルやインターネット等を活用して、消費者への積極的な情報提供に努めているか。	①出荷物の安全性についての情報を開示している。
			7.1.3 消費者からの問い合わせ等に関して、迅速かつ丁寧な対応に努めているか。	①消費者からの問い合わせ、クレーム等に対応できるようにしている。
			7.1.4 消費者からの苦情に対処したときは、記録を残しているか。	消費者からの商品に関する苦情に対処した際には、どのように対処したか記録で分かる。
			7.1.5 出荷記録、検査結果等の資料は整理・保管されているか。	①出荷記録や検査結果の資料は整理・保管されている。
環境への配慮	8. 環境への配慮	8.1 環境に配慮していること	8.1.1 周辺環境に配慮した運営を行っているか。	①養殖場からの排水が、周辺環境に影響を及ぼしていないかを確認し、影響が懸念される場合、必要な措置を行っている。
			8.1.2 養殖施設や作業施設から出るゴミや廃材等は適切に処理されているか。	①ゴミは、地域の基準に従い、適切に処理している。 ②注射針等の産業廃棄物は一般廃棄物と区別して適切に処理している。 ③ごみの減量化に努めている。
			8.1.3 機械や施設を使用する際に、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう工夫しているか。	①作業工程を管理し、不要な照明や機械の運転は避け、エネルギー効率の高い作業を行っている。
			8.1.4 養殖施設や作業施設及びその周辺への汚染物質の拡散を防止しているか。	①使用する施設、資機材、漁船等に重金属や有害化学物質を含む塗料を使用していない。 ②使用される資機材は適正に管理及び修繕されている。
生産者・労働環境の管理	9. 生産者・労働環境の管理	9.1 作業員の衛生管理が行われていること	9.1.1 作業従事者は、衛生的に作業が行えるよう服装等に十分注意をしているか。	①作業中及び作業場所で喫煙、放痰、飲食はしていない。 ②作業時は、専用の合羽、長靴、ゴム手袋等を着用している。 ③作業前後に合羽や長靴、ゴム手袋等を上水等で洗浄している。 ④衛生管理者による指導・注意を行っている。 ⑤爪を短く切っている。
			9.1.2 排水施設、トイレ及び手洗い設備等を衛生的な構造とし、常に清潔に保たれているか。	①作業場内又は近辺にトイレや手洗い場を設置している。 ②トイレや手洗い場は定期的に清掃されている。 ③トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。 ④トイレの汚物・汚水は適切に処理されている。
			9.1.3 定期的に健康診断を実施するなどし、健康管理に留意しているか。	①病気、けが等のある作業員は従事させていない。 ②定期的に健康診断を受診している。
			9.1.4 定期的に衛生的・効率的な生産を行うための研修または勉強会等を行い、作業者の意識向上に努めているか。	①年1回以上実施している。 ②個々の意識向上を図っている。

項目		管理すべきポイント		適合基準
生産者・労働環境の管理	9. 生産者・労働環境の管理	9.2 作業員の安全を確保していること	9.2.1 作業従事者の安全に関するリスクを検討したか。	①作業場内で作業従事者にとって危険な場所や作業工程を認識している。 ②事故を防ぐための対策、ルール等を従業員に周知し、実行させている。 ③事故や緊急の事態に際して、応急処置ができる。 ④作業場に救急箱を設置している。
			9.2.2 作業従事者は健康であるか。	①体調不良の従業員は従事させていない。
			9.2.3 労災保険への加入義務がある場合、労災保険に加入しているか。	①法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、その保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。 ②加入義務がない場合も、労働災害への補償対策を講じるよう努めている。
			9.2.4 使用する機械・設備を適正に管理しているか。	①使用する機械・設備は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施している。 ②使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導にしたがっている。
その他	10. その他	10.1 自己点検の実施	10.1.1 管理すべきポイントの自己点検を行っているか。	①管理すべきポイントの自己点検を行っている。
		10.2 改善の取り組み	10.2.1 自己点検の結果、不適合であった項目を改善しているか。	①自己点検の結果、不適合であった項目を改善している。